

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

2016年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されました。この法律は、職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的としています。

この法律に基づき、当社も「**一般事業主行動計画**」(※)を策定しました。

### ※一般事業主行動計画とは？

女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国・地方公共団体・一般事業主それぞれの責務を定めたものです。雇用している、または雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施するよう努めることとされています。301人以上の労働者を雇用する事業主は、「**一般事業主行動計画**」を策定し、公表、労働者へ周知することが義務付けられています。

---

### 【当社の行動計画】

#### ■ 数値目標

- 管理職より1つ下の職階の女性の割合を5%→7%にする
- 男性育児休業取得率を70%に、平均取得期間を1か月、女性育児休業取得率を100%、平均取得期間を1年にする。

#### ■ 計画期間

令和8年4月1日 ~ 令和11年3月31日

#### ■ 計画内容

##### (目標1)役割の明確化と、キャリア形成に向けた職場環境の整備

- 令和8年5月～ スタイリストの整備(セールススタイリスト、保険スタイリスト)
- 令和9年4月～ 育児休業、休暇等、働きやすい職場制度の社内通知を行う
- 令和10年4月～ 階層別の研修の実施

##### (目標2)男女ともに育児休業を取得しやすい職場環境の整備

- 令和8年4月～ 育休取得状況の現状把握・確認
- 令和8年10月～ 育児休業や両立支援をまとめた制度案内の作成
- 令和9年4月～ 男性育休事例の社内発信